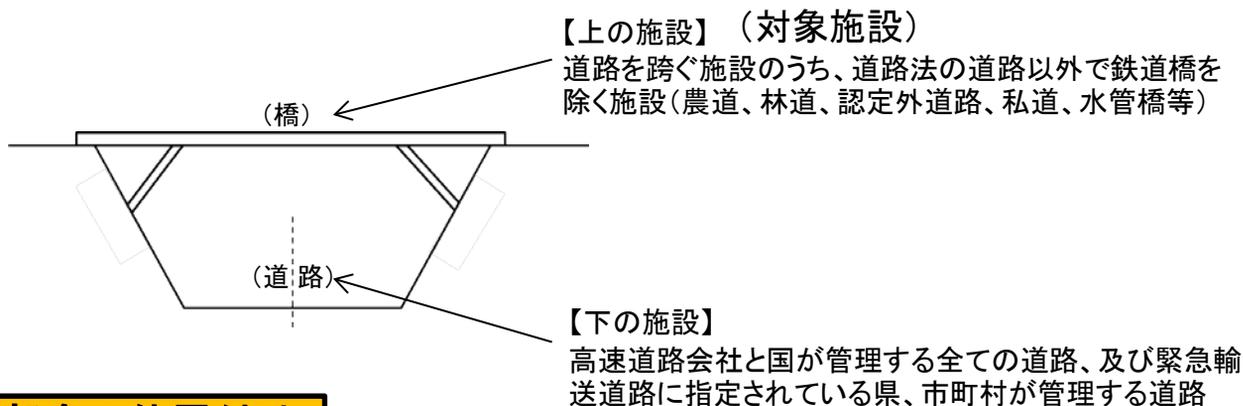


## 1. 背景・目的

○高速道路を跨ぐ跨道橋の一部について、点検実施状況が不明となっていることなどが、会計検査院に指摘され、平成26年6月9日に参議院決算委員会にて「政府は全ての跨道橋等の緊急点検結果を速やかに公表し、必要な補修等を行うこと」などの警告決議がなされたところ。

○このため、道路を跨ぐ施設のうち、鉄道橋を除く道路法の道路以外の施設の点検や修繕等の実施により、災害時における緊急輸送道路ネットワークの確保等を図るために、対象施設の管理者と関係する道路管理者が情報共有し、必要な事項について協議調整することを目的とした、「新潟県跨道橋連絡部会(仮称)」を設置する予定。



## 2. 部会の位置付け

○新潟県道路メンテナンス会議の下部組織として設置。

## 3. 取り組み

○跨道橋の占用許可者として、跨道橋の施設管理者に以下を依頼

- ・対象施設について、省令に準じ点検・診断を定期的実施
- ・点検計画の策定
- ・点検・診断結果について、道路管理者に報告
- ・診断結果が「速やかな修繕が必要」な場合は、速やかに修繕工事を実施

## 4. メンバー

○対象施設の管理者及び関係する道路管理者。

<今後の予定>

今年度内に第1回新潟県跨道橋連絡部会(仮称)を開催。